

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	病児・病後児登録者一覧表	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部こども政策課 電話番号 0476-22-1270	
個人情報ファイルの利用目的	病児保育室利用者の管理のため	
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4保護者氏名、5世帯の課税状況	
記録範囲	病児保育室利用希望者	
記録情報の収集方法	病児保育室利用希望者からの登録申請書による申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	遺児等手当受給者台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	遺児等手当の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、親族関係、6電話番号、7口座情報	
記録範囲	遺児等手当受給資格者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	子ども医療費助成システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	子ども医療費の助成を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、親族関係、6電話番号、7収入、8課税額、9公的扶助、10口座情報、11健康保険証情報	
記録範囲	中学校卒業前の子ども	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	小児医療費助成システム（高校生等医療費助成事業）	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	高校生等の医療費助成を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、親族関係、6電話番号、7収入、8課税額、9公的扶助、10口座情報、11健康保険証情報	
記録範囲	15歳に達する日後最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある高校生等	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	児童手当システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、親族関係、6電話番号、7収入 8口座情報、9健康保険証情、10年金加入状況	
記録範囲	中学校終了前児童の養育者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、6親族関係、6電話番号 7家庭の状況、8職業、9収入、10口座情報、11障がい	
記録範囲	児童扶養手当受給資格者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	母子家庭・父子家庭等児童入学及び就職祝金支給台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	母子家庭・父子家庭等児童入学及び就職祝金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7口座情報	
記録範囲	児童扶養手当の受給者のうち、児童が中学校卒業後就職又は高校に入学する児童	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	ひとり親医療費助成システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	ひとり親家庭の医療費助成を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7収入、8課税額、9公的扶助、10口座情報、11健康保険証情報	
記録範囲	母子家庭・父子家庭等の児童及びその養育者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	交通遺児及び母子家庭等就学資金台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	交通遺児及び母子家庭等就学資金貸付を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7口座情報、8収入情報、9相談記録	
記録範囲	交通遺児及び母子家庭等就学資金貸付者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	児童家庭相談システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	継続的で横断的な相談支援を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄・親族関係、6電話番号、7所属機関・関係機関、8妊娠・出産、9障がい、10相談記録	
記録範囲	児童相談所より照会のあった者 保護者または関係機関より相談のあった者	
記録情報の収集方法	相談者より聴取	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	なりた子育て応援給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	なりた子育て応援給付金の支給を行うため	
記録項目	1世帯主氏名、2性別、3年齢、4生年月日、5住所、6口座情報、7続柄・親族関係	
記録範囲	なりた子育て応援給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記録情報の収集方法	児童手当台帳からの抽出及び申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	子育て世帯への臨時特別給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯への臨時特別給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5口座情報、6続柄・親族関係	
記録範囲	子育て世帯への臨時特別給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記録情報の収集方法	児童手当台帳からの抽出及び申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	なりた新生児応援給付金台帳	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	なりた新生児応援給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号	
記録範囲	なりた新生児応援給付金の申請者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	なりたひとり親家庭応援給付金・ひとり親世帯臨時特別給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	なりたひとり親家庭応援給付金及びひとり親世帯臨時特別給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5口座情報、6続柄・親族関係	
記録範囲	なりたひとり親家庭応援給付金及びひとり親世帯臨時特別給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記録情報の収集方法	児童扶養手当台帳からの抽出及び申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5口座情報、6続柄・親族関係、7課税	
記録範囲	子育て世帯生活支援特別給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記録情報の収集方法	児童手当台帳及び児童扶養手当台帳からの抽出並びに申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	子育て世帯への臨時特別給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯への臨時特別給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5口座情報、6. 続柄・親族関係 7収入	
記録範囲	子育て世帯への臨時特別給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記録情報の収集方法	児童手当台帳からの抽出及び申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	なりた子育て家庭への臨時特別給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	なりた子育て家庭への臨時特別給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5口座情報、6続柄・親族関係、7収入	
記録範囲	なりた子育て家庭への臨時特別給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記録情報の収集方法	児童手当台帳からの抽出及び申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	令和4年子育て世帯生活支援特別給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5口座情報、6続柄・親族関係、7課税	
記録範囲	子育て世帯生活支援特別給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記録情報の収集方法	児童手当台帳からの抽出及び申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	こんにちは赤ちゃん訪問	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	産婦や新生児・乳児の発育、発達などの健康状態の把握と育児支援のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6続柄、7電話番号、8家庭生活の状況、9職業、10健康状態、11病歴、12障害	
記録範囲	生後4か月	
記録情報の収集方法	本人、保護者からの聞き取り	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	妊娠届出書	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの 利 用 目 的	妊婦に関する健康状態等の把握のため	
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4年齢、5住所、6国籍、7本籍、8続柄、9親族 関係、10電話番号、11家庭生活の状況、12職業、13健康状態、14病歴、 15妊娠・出産、16障害、17容姿、18特徴	
記 録 範 囲	妊婦及びその家族	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	本人及び本人の家族から妊娠届出書の提出	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	子どもの成長応援臨時給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの 利 用 目 的	子どもの成長応援臨時給付金の支給を行うため	
記 録 項 目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5口座情報、6続柄・親族関係	
記 録 範 囲	子どもの成長応援臨時給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記 録 情 報 の 収 集 方 法	児童手当台帳からの抽出及び申請による	
要配慮個人情報 が含まれるときは、 その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当 するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備 考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行うため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5口座情報、6続柄・親族関係、7課税	
記録範囲	子育て世帯生活支援特別給付金の対象者、申請者及び対象児童	
記録情報の収集方法	児童手当台帳からの抽出及び申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	R6サポートプラン作成者リスト	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	妊娠届の提出等で支援が必要な方のリスト	
記録項目	1妊婦または産婦氏名、2生年月日、3住所、4子どもの氏名、5子どもの生年月日 6出産予定日 7出産した病院	
記録範囲	妊婦また産婦、産婦の子ども	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	産後ケア台帳管理ツール	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	産後ケアの利用申請があった対象者のリスト管理及び決定通知書等の作成	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5子どもの氏名、6子どもの生年月日 7 出生体重及び週数 8世帯の課税情報、9出産した病院 10連絡先	
記録範囲	産後ケア利用者(妊婦または産婦及びその子)	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	産後ケア実績入力	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	産後ケア利用者の実績をまとめ、請求時に確認。	
記録項目	1母の氏名、2生年月日、3子どもの名前 4生年月日 5出産予定日	
記録範囲	産後ケアの利用者(妊婦または産婦及びその子)	
記録情報の収集方法	本人から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		

個人情報ファイル届出書

個人情報ファイルの名称	出産・子育て応援（給付）システム	
行政機関等の名称	成田市役所	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	こども未来部子育て支援課 電話番号 0476-20-1538	
個人情報ファイルの利用目的	出産・子育て応援給付金の支給のため	
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4住所、5続柄、親族関係、6口座情報、7届出の状況（妊娠届出日）	
記録範囲	妊娠の届出を行った妊婦 乳児の養育者	
記録情報の収集方法	申請による	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 成田市役所総務部総務課	
	(所在地) 〒286-8585 千葉県成田市花崎町760	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	☐ 有 ☒ 無	
備考		